

市からの連絡帳

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届

現況届は、手当受給者・その配偶者・扶養義務者の方の前年の所得の状況・養育の状況等を確認する書類です。現在受給されている方（所得超過による支給停止の方を含む）には、7月末に「お知らせ」を郵送しました。窓口で本人が提出してください。提出されない場合8月以降の手当が支給停止となる場合があります。

- ❖児童扶養手当
受付期間 8月1日(水)～31日(金)
- ❖特別児童扶養手当
受付期間 8月13日(月)～31日(金)
子育て支援課 ☎(☎460-9840)

地域子育て支援センター開設

8月1日から市内で3か所目の地域子育て支援センターが、ひがし保育園でオープンします。親子で自由に遊べるスペースがあり、2人の専任職員が子育て相談・子育てグループの支援・子育て講座の実施等各種の子育て支援事業を実施します。ご利用をお待ちしています。
☎月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分
ひがし保育園(☎421-9965)



ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

ファミリー会員の登録希望の方は出席してください(子ども同伴可)。
電話申し込み必要
☎・場 8月26日(日)午前10時～正午・インギビル3階会議室
必要なもの 保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚 印鑑 80円切手1枚(会員証郵送用)
☎・場 8月24日(金)午後5時までに、当センターへ
ファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)

環境

高枝はさみ・噴霧器貸し出し廃止

市では、高枝はさみ・噴霧器の貸し付けを行ってまいりましたが、機材の老朽化のため、貸し出しを終了することになりました。
長い間ご愛用いただき、ありがとうございました。
貸出最終日 10月15日(金)
環境保全課 ☎(☎438-4042)

メールで受けとれます「光化学スモッグ情報」

日ざしが強く気温も高く風の弱い日は、オキシダントの濃度が高くなり光化学スモッグが発生しやすくなります。
光化学スモッグ注意報は、防災行

政無線等でお知らせしていますが、東京都環境局のHPにアクセスし、画面の指示に従って、メールアドレスを登録すると、最新の光化学スモッグ注意報等の情報をメールで受信することができます。
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/kinkyu/regist.html

光化学スモッグ注意報等が発令されますと、FM西東京(84.2MHz)でもお知らせし、公共施設には看板を掲示して注意を呼びかけています。
光化学スモッグ情報入手は、下記もご利用できます。

- ❖東京都大気汚染テレホンサービス(☎03-5320-7800)
- ❖HP http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ox/bunpu/smog.htm
- ❖携帯電話の場合
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/cgi-bin/tokyokh/kinkyu/ox.cgi(市HPからもアクセス可能です)
環境保全課 ☎(☎438-4042)

業務用冷凍空調機器の廃棄時～フロンガス回収が義務づけられています～

～改正フロン回収・破壊法が10月から施行～

フロンガスを回収せずに大気中に放出することは、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となります。飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコン等の業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う場合、フロン回収・破壊法により、冷媒として充填されているフロンガスの回収が義務づけられています。

10月1日より、フロン回収・破壊法が以下の点について改正されます。

事務所のエアコン等を廃棄する方は、フロンガスの回収を委託する業者に委託確認書等の法律で定められた書面を交付しなければなりません。

建物を解体する場合、事務所のエアコン等からのフロンガスの回収が必要ですが、その回収は都道府県に登録したフロン類回収業者に委託しなければなりません。

この法律の対象となる事務所のエアコン等業務用冷凍空調機器は下記のとおりです。

- ❖パッケージエアコン(天井埋め込み型等)
- ❖業務用冷凍冷蔵庫
- ❖冷凍冷蔵ショーケース
- ❖製氷機
- ❖ビールサーバー
- ❖冷水機

家電リサイクル法の対象となる家庭用エアコンと冷蔵庫は対象外
☎東京都環境局環境配慮事業課(☎03-5388-3471)
環境保全課 ☎(☎438-4042)

ごみ・下水道

家庭用廃食用油を回収

市では、8月9日(木)に家庭用廃食用油の回収を行います。右上表の回収場所にお持ちください。家庭用廃食用油は、回収後新聞のインク・塗料等にリサイクルされます。
*廃食用油は、ふたのついた容器等に入れ、もれないようにしてください。
*回収時刻にお越しになった希望者の方には、廃食用油を入れるポリタンクをお渡しします。名前を書き次回以降にお使いください。

回収日に会場に来場できない場合は、回収日以前にごみ減量推進課まで届けてください。

10月3日からは、4週間に1回資源物集積所で収集します

ごみ減量推進課 ☎(☎438-4043)
家庭用廃食用油回収場所

場 所	回収時間
1 ひばりが丘北児童センター	午前9時
2 ふれあいセンター	午前9時20分
3 北町市民集会所	午前9時40分
4 しもほうや保育園	午前10時
5 下保谷福祉会館	午前10時20分
6 保谷第1小学校	午前10時40分
7 文理台公園	午前11時
8 武道場	午後1時30分
9 住吉福祉会館	午後1時50分
10 すみよし保育園	午後2時10分
11 泉小学校	午後2時30分
12 芝久保公民館	午前9時
13 芝久保地区会館	午前9時20分
14 芝久保児童館	午前9時40分
15 総合体育館	午前10時
16 都営向台第2アパート	午前10時20分
17 向台小学校	午前10時40分
18 田無庁舎	午前11時
19 南町第一児童遊園	午後1時30分
20 田無柳沢児童センター	午後1時50分
21 柳橋出張所	午後2時10分
22 新町福祉会館	午後2時30分
23 母子保健センター	午前9時
24 田無町地区会館	午前9時20分
25 北原地区会館	午前9時40分
26 谷戸地区会館	午前10時
27 みどり児童センター	午前10時20分
28 ソンネンハイム田無・緑町地区会館	午前10時40分
29 西原団地	午前11時
30 谷戸公民館	午後1時30分
31 都営谷戸2丁目アパート	午後1時50分
32 ひばりが丘福祉会館	午後2時10分
33 ひばりが丘団地南集会所	午後2時30分
34 中町児童館	午前9時
35 はこべら保育園	午前9時20分
36 保谷障害者福祉センター	午前9時40分
37 保谷なかよし公園	午前10時
38 富士町福祉会館	午前10時20分
39 都営富士町4丁目アパート	午前10時40分
40 保谷庁舎(こもれびホール入口脇)	午前11時
41 保谷公民館	午後1時30分
42 ひがしふしみ保育園	午後1時50分
43 東伏見コミュニティセンター	午後2時10分
44 柳沢第三市民集会所	午後2時30分

平成19年度排水設備工事責任技術者資格更新講習会

☎責任技術者証に記載されている有効期限が平成20年3月31日までの方受講されなかった場合は、資格を失いますので注意してください。
☎9月19日(水)または20日(木) 午後1時30分～午後3時30分
☎日比谷公会堂
受講料 3,500円
申込書 対象者あてに郵送されます(7月初旬)
☎7月10日(火)～8月24日(金)に郵送
下水道課 ☎(☎438-4060)

排水設備工事責任技術者資格試験

日本下水道協会東京都支部では、平成19年度排水設備工事責任技術者資格試験を実施します。
☎10月14日(日) 午前10時～正午
☎青山学院大学・青山キャンパス
受験料 6,000円
申込書配布 下水道課で7月25日(水)から
受付期間 8月1日(水)～31日(金)までに郵送
下水道課 ☎(☎438-4060)

公園

ドッグランの管理運営組織設立準備会

東伏見一丁目の千駄山広場内に設置予定のドッグランの管理運営について、市と協働で携わっていただけるボランティア組織の設立準備会を開催します。当日直接会場へ。
☎8月7日(火) 午後7時
☎保谷庁舎
みどり公園課 ☎(☎438-4045)

スポ - ツ

社会教育関係団体認定申請追加受付

社会教育関係団体として認定されると、有料スポーツ施設の使用料が一部軽減されます。該当する団体は申請してください。すでに今年度分の認定を受けている団体は申請の必要はありません。

☎市内の社会教育活動を行っている団体 規約または会則があり団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能と、独立した経理・監査の機能が確立されている団体 実績が客観的に認められる団体 市民が団体の構成員の60%以上であり、団体の事務所または事務を行う一定の場所が市内にあること 政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

提出書類 会則 18年度事業報告書 18年度会計報告 19年度会員名簿 19年度の事業計画書 19年度の予算書

☎8月1日(水)～31日(金)の間に、スポーツ振興課、総合体育館、きらっとのいずれかへ書類を提出

スポーツ振興課 ☎(☎438-4081)

平成19年度青少年健全育成団体の受付開始

12月からのスポ - ツ施設使用料改訂により、使用料が無料から有料に改定される運動場を使用の場合、青少年健全育成団体として認定されると運動場の使用料金が免除されます。該当団体は申請してください。

対象施設 向台運動場・公園グラウンド・北原運動場・芝久保運動場・健康広場

☎青少年を健全に育成する団体として市内の社会体育活動を行っている団体 指導者が無償ボランティアである団体 規約または会則があり団体の意思を決定・執行・代表することのできる機能と、独立した経理・監査の機能が確立されている団体 団体の実績が客観的に認められるものであること 市民が団体の構成員の90%以上であり、団体の事務所または事務を行う一定の場所が市内にあること 政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でないこと

提出書類 会則 18年度事業報告書 18年度会計報告 19年度会員名簿 19年度の事業計画書 19年度の予算書

☎8月1日(水)～31日(金)までに、スポーツ振興課へ書類を提出
スポーツ振興課 ☎(☎438-4081)